

介護の現場で働くあなたに知ってほしい 高齢者虐待



介護サービス従事者等による高齢者虐待について

高齢者虐待防止法（以下、「法」という。）では、高齢者を介護している養護者（家族など）による虐待だけではなく、福祉・介護サービス業務の従事者等（以下、「介護サービス従事者」という。）による虐待の防止についても規定しています。（法第三章）

虐待につながるような不適切なケアが生じないように、介護サービス従事者一人ひとりが介護について正しい知識・技術を身につけるとともに、職場全体で高齢者虐待をなくす取り組みを進めましょう。

介護サービス従事者等とは

介護保険法や老人福祉法で規定されている施設や事業者の業務に従事している者を称します。直接介護・看護に携わる職員はもちろん、職場で働くすべての方（経営者・管理者・事務員・ケアマネージャーなど）が対象になります。



虐待の発生要因

高齢者虐待は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」などさまざまな発生要因があります。

高齢者虐待を防ぐためには、介護サービス従事者が介護に関する正しい知識・技術を身につけたり、「虐待」や「不適切なケア」がないかなどを職場全体で話し合っていくことが大切です。



虐待防止に向けた取り組みについて

- ・介護サービス従事者への研修を実施し、知識や技術を習得する機会を設けること
- ・利用者や家族からの苦情、相談等に対応できる体制を整備すること
- ・困ったことやケアに関する相談等ができる職場環境

高齢者虐待を未然にまたは再発を防ぐには、介護サービス従事者が介護ケアの質を向上していくとともに、組織の運営・体制を整備することが大切です。介護サービス従事者のひとりとして、また職場全体として高齢者虐待をなくす取組を実践していきましょう。



こんなことが虐待行為にあたります

区分	具体例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力行為（たたく、つねる、蹴る、たたいてくる利用者をたたき返す、ベッドから落とす、身体を引きずって移動させるなど） ・医療的に必要がない投薬によって動きを制限する ・食事の際、利用者が拒否しているのに、職員の都合で無理やり食事を口に入れる ・身体拘束※（転落しないようひも等で縛る、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する）
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・威嚇、侮辱的な発言や態度をとる（舌打ち、ため息、不快な声で対応するなど） ・子ども扱いをする（名前に「ちゃん」付けをする） ・職員の都合を優先し、利用者の意思や状態を無視して介護をする（必要がないのにオムツを着用させるなど） ・行事や集会に参加させない、無視する
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・必要なく身体に触る、キスをする、性行為をする ・排泄や着替えの際に下着姿のままにしておく ・裸や下着姿を撮影する
介護や世話の放棄・放任	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な福祉や医療サービスを受けさせない ・職員の都合でナースコールの電源を抜く、手の届かない所に置く、使用させない ・他の職員が虐待行為をしていても知らないふりをする
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の合意なしに財産や金銭を使用する、制限する、処分する ・金銭や物品を盗む、一時的に借用する ・利用者から預かった金銭で職員のものを買う

※身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き身体的虐待にあたります。

まずはご相談ください

高齢者虐待を見つけたときは、速やかに市町村又は地域包括支援センターに通報・相談しましょう。

介護サービス従事者は、自分の働いている職場で高齢者虐待を発見した場合、生命身体への重大な危険があるか否かに関わらず、市町村への通報義務があります。（法第21条第1項）介護サービス従事者は高齢者介護の専門職であり、高齢者への虐待は決して許されません。あなたの行動で救われる高齢者がいます。勇気を出して通報・相談してください。

※通報等を行うことは「守秘義務違反」にはなりません。（法第21条第6項）

※通報したことによって、解雇その他の不利益な扱いを受けることを禁じています。（法第21条第7項）

高齢者虐待対応窓口

宿毛市地域包括支援センター

☎0880-65-7665

宿毛市長寿政策課

☎0880-63-9112